

平成28年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成28年12月6日（火曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第12号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会陳情付託

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	茅 田 哲 雄	秘書広報課長	飯 島 茂
行 政 改 革 推 進 課 長	浪 川 昭	総 務 課 長	加 瀬 正 彦
企画政策課長	横 山 秀 喜	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	高 木 松 夫
健康管理課長	浪 川 勝 子	社会福祉課長	岩 井 正 和
子 育 て 支 援 課 長	大 矢 淳	高 齢 者 福 祉 課 長	宮 内 隆
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	川 口 裕 司
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	品 村 順 一	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	角 田 和 夫	学校教育課長	石 見 孝 男
生涯学習課長	高 木 昭 治	体育振興課長	加 瀬 英 志
監 査 委 員 事 務 局 長	高 安 一 範	農 業 委 員 会 事 務 局 長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 曾 博 通	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案質疑

○議長（平野忠作） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第12号までの12議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1 番（林 晴道） それでは、議案第 1 号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決について、12ページです。2 款 1 項 2 目、説明欄19にございます退職手当負担金について、5,184 万8,000円は、旭中央病院が独立行政法人になり、市の負担金が増との補足説明でありましたが、今後、市全体では毎年どのくらいの金額を負担することになるのか伺います。

次に、13ページ、2 款 1 項10目、説明欄19にございます定住促進奨励金について、500 万円の増ですが、定住促進交付金は 1 件50万円であったと思います。今年度も残り 4 か月を切りましたが、今後10件程度の応募見込みがあるのか、問い合わせや仮受け付け等の状況について伺います。

それから、3 点目に、17ページ、4 款 1 項 1 目、説明欄19にございます総合事務組合退職手当負担金清算金、これは10ページの雑収入をそのまま旭中央病院に清算金として支払うわけですが、退職手当負担金については旭市一本で負担金として支払っていたと記憶しています。今回、病院が独法となり、脱退したことで清算となったわけですが、どのような計算式により、清算割合を決定し、額を算定したのかお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課から退職手当の関係で質問がございました。17ページ、これは衛生費に盛られておりますけども、総務課のほうから併せてお答えしたいと思います。

最初に、まず12ページです。退職手当負担金につきましては、千葉縣市町村総合事務組合におきまして共同処理を行っております。平成26年度から平成30年度までとして、負担金の納め過ぎの団体については、従前の定額であった負担金から需要額を案分して納める方式となっています。これによりまして、市全体での負担金の額は年間3億8,373万5,839円とされておりました。

今年度、平成28年4月1日の旭中央病院の独法化に伴いまして、病院が脱退したことにより、平成28、29、30年度までの3年間について総合事務組合において需要額案分方式を再計算いたしまして、その結果、市全体での負担金の額は年間4億3,558万3,324円とされたところであります。これによりまして、年間の市全体の負担額は3億8,373万5,839円から4億3,558万3,324円となって、その差額分の5,184万7,485円について、一般会計で補正を行って納めようとするものであります。

次に、17ページであります。清算の方法であります。これは千葉縣市町村総合事務組合市町村負担金条例で定められております。まず、負担金、これまで参加した中で負担金の累計額、それから組合の留保額というのがあります。これは一応10億円になっています。10%、もしくは10億円という規定があります。そこから退職手当としてもらった額、それを差し引きます。

そうすると、清算負担金の相当額というのが出てきます。この額に平成28年3月31日現在の全職員の退職手当相当額を算出いたしまして、中央病院職員分の割合、それだけ出して計算します。これはちなみに61.33517%でありました。その額を掛けまして清算額としたものであります。実際の清算額が、その結果20億5,819万3,013円になったということでありまして、この額につきましては、11月30日に総合事務組合議会が開催されまして承認されたということで伺っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、補正予算書の13ページのほうへ戻っていただきたいと思います。地域振興費の中の定住促進奨励金交付事業、19節負担金補助及び交付金500万

円の1件50万円、10件分の補正を今回お願いしたところでございます。10件の見通しということでのご質問だと思います。

直近の状況を申し上げますと、今年度11月末時点で申請件数は36件あります。問い合わせの件数ですとか、過去の実績等から考えますと、不足することが予想されるため、今回増額補正をお願いするものでございます。根拠といたしましては、問い合わせの件数が36件受け付け申請した以外に、まだ本申請はありませんが、20件程度の問い合わせ等の状況から、10件程度の補正をお願いするといったような内容でございます。よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、再度質問させていただきますが、12ページの退職手当負担金について、現在の負担金の算定については需要額案分方式ということではありますが、病院の独法化前とその後ではどのように違うのか、もう少し詳しく、分かりやすくご教示ください。

また、今回の補正の5,184万8,000円は、単に独法化の影響ということであるのか、その辺のところをお伺いいたします。

次の13ページ、定住促進奨励金についてであります。申請の推移を見込み、適切に予算措置をすることが望ましいとは思いますが、これまで行ってきた事業実績の推移、また利用者はどの地域から本市へ移住されたのか、その理由等も分かるようでしたらお伺いいたします。

最後に、17ページ、総合事務組合退職手当負担金清算金について、旭中央病院が脱退とのことです。今後総合事務組合との関係はどのようになるのか、また清算金を今年度20億円ほど支払うわけですが、保留額とはどのようなもので、それから今後旭中央病院の退職手当はどうなるのか教えていただけますでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 独法化前の負担金、それから現在再計算された数字、この計算の算定ですけども、市全体で年間、実は独法化前は13億715万7,000円余りで決定されておりました。また、それとともに負担金超過団体、いわゆる負担金を納め過ぎている団体については、平成30年度末に累計収支が20億円になるように累計収支減額制度というのが採用されておまして、実は年間9億2,342万円余りが負担金より減額されることになっていました。これによって、市全体での負担金の額は、先ほど申し上げた年間3億8,373万円余りとなっていたということでもあります。

病院の脱退後の再計算になりますと、市全体での需要額案分方式での負担金の額、これは年間5億3,473万5,000円余りになりました。累計収支減額制度の額は、独法化に伴う清算金というのが一時的に支払われますので、再計算されることとなって、黒字額の縮減が図られたということになります。そうすると、平成28年度から平成30年度までについては、その差額分の4億3,558万3,000円余り、これが市の年間の負担金とされたということで、平成28、29、30年度についてはこの額で負担していくということになります。

今回の補正の数字が単に影響額と言えるかどうかなんですけども、そのほかの要因もあると思いますが、影響額ということであれば、人員が少なくなって、清算金を病院のほうに払った、そのための影響であったと考えられます。

続きまして、17ページなんですけども、総合事務組合との関係につきましては、中央病院は地方独立行政法人になったということで、地方独立法人が加盟することは規約上できないこととなっておりますので、関係がなくなるということになります。今後、中央病院の退職手当につきましては、病院独自で退職手当引当金という形で積み立てていくことになるんだと思います。

清算額の算定の中であった留保額について少しご説明申し上げますと、今回、病院の独法化に当たりまして、市として、この留保額について、実は総合事務組合に協議を依頼していました。実は10%というのがこれまでの規約であって、そうすると30数億円置いてくることになってしまうということがあったので、ここのところは協議で10億円にさせていただいたところでありました。要するに留保額を減額させていただいたという協議に応じていただいたこととなります。これは条例の中でもそのような定めさせていただいたところでありました。今回この留保額を10億円に上限に定めていただいたことにより、清算金額は約20数億円となったということでもあります。

以上です。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、13ページの定住促進の関係です。今までの推移と他市からどのぐらいの状況が分かればということにお答えしたいと思います。

先ほど今年度11月末の段階で36件だということで申し上げました。それを含めまして、そこまでトータルで165件の実績です。平成25年度からの積み上げで165件という数字になります。165件のどこからという状況ですが、銚子市から37件、匝瑳市から35件、香取市から7件、その3市以外の県内ということで40件ございます。それから、県外ということであり

ますと46件、そのような内訳でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、再度、13ページの定住促進奨励金についてでありますけども、これまで165件に対して事業を実施したとのことではありますが、その額に対するこれまでの効果をどのように考えて、また財源は地域振興基金を充てておりますけども、今後、事業の継続や財源内訳をどのように考えて、またPR等していくのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 今後とのお話でございます。平成25年度からスタートした事業だということで先ほど申し上げました。今年で4年が終わる。来年度で5年目ということで、実は要綱にもどこにも書かれていないわけでは無いのですが、取りあえず内部での事業をスタートするに当たり、とにかくこの事業をやってみよう。5年ぐらいたった段階で一度振り返りが必要かなというようなことにはなっております。

ですので、先ほど申し上げました市外等からの転入者等をさらに追跡調査するなりしていきながら、この事業の効果についてしっかりと検証していきたい。それで、その先については、このままでいいのか、廃止するのか、増額するのか等々も含めて検討していくと。ただ、今やっている中では非常に効果の高い事業だということで考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、12ページの人事管理費、一部事務組合等負担金5,184万8,000円ですか、これはダブる面もありますが、私は退職給与引当金というのは、一般的な企業会計ですか、そういうことで思っていたんです。というのは、一般的な企業会計であれば、その人の給料分の例えば10%なら10%を積み立てて、それで退職給与引当金としておく、そういう考えでいたわけです。そんな中で、なぜこんなにね、普通であれば、給料もそんなに変わらない、それから掛金の率も変わらないと思ったのが、こんなに上がったから、何かかなと思って聞こうと思った。

そういう中で今、説明を聞きましたら、これは案分方式だと。例えば支払いをしました。足らなくなったら、ある程度一定の金を積み立てておいて、それから払うという方式だと思

いますが、そんな中で今、旭市の積立金になるのはどのぐらいあるのか、それからこのような案分方式の中で旭市の積立金のアッパー、最高額はどのぐらいに規定されているのか、まずその辺をお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、高橋議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、旭市分はどれぐらいというお話でございました。需要額案分方式になるのは、積み立ての超過の団体ということになります。平成27年度末で超過分ということであれば、22億9,745万6,103円という数字になります。これが旭市の超過分。先ほど申し上げたように、20億円に収支を合わせていくということであれば、この3年間で2億9,700万円、約3億円が旭市は需要額から減額されるということになります。

それと、最高額の話がありました。実は退職手当の負担に関しましては、たしか平成19年度だったと思うんですけども、その時の給与額に1,000分の220を掛けた額で当面いくということが今回の改正前には申し合わされておりました。その時に負担していたのが、市の行政分で6億8,100万円、中央病院分で11億7,500万円という数字で、両方合わせますと18億5,650万円ほどが納まっていたということでありまして。それは平成25年度に今回改正されて、平成26年度から適用になっていきますので、平成24年度までは満額を納めていたということになります。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、退職給与引当金については、旭市の場合は約22億円赤字になっちゃっている、もらい過ぎだと。

（発言する人あり）

○21番（高橋利彦） 払い過ぎということなんですか。しかしながら、結局あれでしょう、そうしますと今の旭市の退職金ですか、例えば市がクローズすると、やめるということになったら、退職金は全部に払える金額はないと思うんです。例えば一般企業であれば、会社をやめる時もあるわけですから。そういう場合は積立金でみんな払うのですが、旭市の場合は、個々の職員に退職金の規定による額を払う場合は全然足りないということですね。同時に、そういう中で退職給与引当金ですか、これはなぜそういう一般的な企業会計の方式をとってやらないのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 行政そのものがなくなってしまうということであれば、その時点で全職員がやめるということになるんだと思いますけども、それであれば、確かにこの額では足りないと思います。ただ、ここのところは、必ず毎年全ての加入している団体が納めながら、そこの均衡を図って、負担をもらって、当然総合事務組合でも基金を持っておりますから、その基金で、やめる人が多い年、少ない年、当然あります。そのでこぼこを平らにしていきながら運営している組織でありますので、そこのところは全員がやめる時には足りないというのは、現実味がないかなということでお答えさせていただきたいなと思っています。

それと、なぜやっているかということですが、当然各団体、採用の時期によって、やめる人の人数が相当変わります。それをある程度市の負担の中で平準化していくことができるという制度がこの総合事務組合であると思います。ですから、そこのところは今の段階で加入していきながら、当然退職金に対しての安心を求めていくという、いわゆる強いていえば保険制度のようなものと考えていただいたほうがいいのかと、そのように思っております。市の担当者としては、そのような見解であります。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それで、今、市は払い過ぎであるという説明でありましたが、平成24年の退職関係の書類を見ますと、市は29億円、早い話がもらい過ぎであったと。しかし、中央病院は100億円多く払い過ぎであったと。そんな中で全体では80億円の黒字ですか、払い過ぎになっている。それがなぜ急に払い過ぎになっているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 納め過ぎているというのは、実は総合事務組合の関係なんですけども、実際には総合事務組合としては、旭中央病院も市の行政職、一般職も一つに見ておりましたので、向こうとしては関知しない部分でございました。ただ、80億円も払い過ぎているというのは、当然旭市として数字として出ていますので、そこのところを是正していく必要があるということで、今回全ての負担を、払い過ぎている団体については需要額の案分方式にして、負担金を引き下げていきたいと思いますということになったわけであります。

平成25年度の時には、18億5,600万円がそのまま全て減額されている。その翌年においても、9億円余りが2か年連続で減額されてきていると。そういったものの数字が減ってきて、さらに清算金の支払い等もあって、今、22億円まで圧縮されたということであります。当然

これはこの先、平成30年までの制度であります、その先も黒字の団体と赤字の団体がありますので、そのところはまた今後検討していくという話は出ておるところであります。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 9ページ、説明欄、保育士配置改善事業費補助金の内容についてですが、児童福祉費の県補助金の補助率2分の1と3分の1とありますが、どのような内容なのか伺います。

同じく9ページの農林水産業費県補助金の説明欄1の水田自給力向上対策事業補助金の引き上げ理由を伺います。

15ページ、民生費の説明欄1、地域包括支援センター運営費の説明では、要支援者の増加によると言われましたが、当初の見込み数と増加人数について伺います。

17ページの農業振興費の説明欄19、農地集積協力金ですが、増額分ということでございましたが、具体的な内容を伺います。

20ページの説明欄2、海上公民館管理費の改修工事ですが、天井の改修費と言われましたが、詳しい内容を伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 子育て支援課より、保育士配置改善事業に関して、補助率が二つあるということでご質問がございました。

保育所におきましては、年度途中において、随時入所希望が生じます。しかし、保育士が不足する中で、中途での採用は大変難しく、多くの民間保育所が年度当初から定数を超える予備的な保育士を採用しております。この事業は、予備的に配置された保育士の設置費用について、原則1名に限り基準の範囲で補助するというものでございます。具体的には、月の初日の児童数と保育士数により、月ごとに判定し、県が定める基準額に基づき、該当月分の補助金額を算定いたします。

歳出からご説明させていただきますと、補正予算書16ページをお開きいただきたいと思います。

歳出は3款3項6目、説明欄2の保育士配置改善事業1,012万7,000円になります。基本分としまして、予備的な保育士の配置について、4施設で947万3,760円、特定乳幼児受け入れ分として、生後3か月未満の乳児や障害のある児童の受け入れのための保育士1名の配置に

ついて、2施設で65万2,800円を見込んでおります。

ご質問にありました財源、9ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

14款2項2目3節、児童福祉費県補助金、説明欄1、保育士配置改善事業補助金です。ただいま申しあげました基本分について補助率が2分の1でございます。特定乳幼児受け入れ分につきまして、補助率が3分の1ということで、二つ併記させていただいております。合わせまして495万3,000円の補助金を見込んでいるところでございます。

なお、県におきまして、補助金交付要綱が間もなく制定されるということで、補正予算でお願いするものです。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、9ページの水田自給力向上対策事業補助金と17ページの農地集積協力金についてお答えさせていただきます。

まず、9ページの14款2項4目の説明欄1の水田自給力向上対策事業補助金、これの引き上げ理由ですけれども、本事業は、千葉県が飼料用米やWC S用稲等の取り組みを支援するものですが、引き上げ理由といたしましては、飼料用米のさらなる推進のために、主食用品種を飼料用米にした場合、増額して支援することになったためです。

具体的に申し上げますと、10アール当たりの補助金が当初1,500円でしたが、年度途中から3,000円に引き上げられたため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、17ページです。

6款1項3目の説明欄2の下にあります農地集積協力金でございます。この農地集積協力金につきましては、農地の貸し借りを進めております農地中間管理機構と協議の上、当初は36戸で1,620万円と見込んだわけなんですけれども、平成28年度に入りまして、農地の出し手と受け手のマッチングの成立が31戸増加しまして、本年度は67戸、2,820万円の見込みとなりましたので、増額の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉課からは、15ページにあります地域包括支援センター運営事業のケアプラン作成委託料において、要支援者が当初の見込みよりも増えたことについてお答えいたします。

地域包括支援センターの職員だけでは、要支援者のケアプランを作成できないケースが、当初予算においては対前年度で2%余り上昇するものとし、月平均70人を見込んでおりまし

たが、年々要支援者が増加する中で、介護サービスを利用される方々のロコミもあると思われますが、サービスを受ける方の割合が急増し、今年度の見込みとして、外部委託しなければならないケースが月平均96人程度になる見通しとなったため補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、私のほうからは補正予算書の20ページになります。

7目公民館費、説明欄2、海上公民館の管理費であります。

初めに、特定天井の改修の詳しい内容ということでございます。今回、海上公民館1階ホールの特定天井の改修工事でありまして、改修面積は396.84平方メートルであります。既存の天井を撤去いたしまして、つりボルトなどを増やしまして、あと接合金物などで強化いたしまして、新たに軽量部材により天井の張りかえ等を行うものであります。

以上であります。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 農水産課のほうの配置とそれから保育士改善事業補助金の内容はだいたい分かりました。

地域包括支援センターで作成できない分を委託に回しているということで説明がありました。それでは、地域包括支援センターの職員が自前で作成しているケアプランの件数ですけども、これを教えていただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 月平均で31人程度のケアプランを作成しております。なお、地域包括支援センターでは、このほかに介護会計で対応しております総合事業のほうのケアプランを月平均101人程度作成しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 9ページの地域密着介護サービス給付金内容を伺います。18人以下の事業所というのは幾つあるのか。

10ページの説明欄1の通所型サービス事業費、159名の増加の説明がありましたけども、当初算定人数と内容を伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 2点のご質問にお答えいたします。

初めに、9ページの地域密着型介護サービス費の内容についてお答えいたします。

1事業所当たりの1日の利用定員が18人以下の通所介護サービス、つまりデイ・サービスを行う事業所については、今年度から市町村が所管することとなり、旭市では市内に13事業所が該当し、利用者は327人となっており、市外にも11事業者が該当し、利用者は28人となっております。このたび、これらの方々のサービス費として、2億3,987万2,000円を科目更正するものでございます。

続いて、10ページの通所型サービス事業費の内容ですが、これは市が独自に基準を定めた通所型サービスA、つまりミニデイ・サービスと運動機能向上デイ・サービスの補正となりますが、当初予算においては、通常の通所型介護サービスの利用者を含めまして、176人分を見込んでおりましたが、その中には通所型サービスへの利用者の実績が過去にないことから、15人分の予算計上にとどめておりました。このたび通所型サービスへの利用者が急増したため、新たに159人分を補正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 発言許可ありがとうございます。

それでは、4号議案、旭市役所の位置を定める条例の改正についてお伺いいたします。

これは特別な議決であり、多くの方が注目しております。十分に理解した上で議決に臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

庁舎位置を旭文化の杜公園内に変更し、移転計画を進めるとのことですが、以前から課題として挙げられております都市計画公園の変更手続きが補助金の返還を要する件について、要はかわりとなる公園面積を確保しなければならないということと、文化の杜公園建設時の国庫補助金、これは1億1,800万円ということですが、これを返還しなければならないという、この2点について、市民から心配の声もいただいております。これについて県・国とはどのような状況になっているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

まず、旭文化の杜公園の都市計画の変更でございますが、これは県と協議を重ねた結果、現本庁舎の敷地と、それから現在矢指地区に事業を進めております築山、これで面積を補完することで、変更するための事前協議書類の案が整っているということでございます。あとは、ご返事いただければ進むだけという形で来ていると。

あと、補助金関係につきましては、県を通じて国と協議を進めてまいりました。公園に投資したまちづくり交付金の目標を踏襲し、さらなる機能の強化を図るかわりの公園、これは築山が当たりますけども、ほかの補助金を活用しないで整備するというので、返還を要さない見通しであるというような考えでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、下準備がほぼ整っているということで、補助金の返還もないという方向でこの2点については考えられるということで、あとは議決を待って、正式決定して、諸手続きに入るといってよろしいでしょうか。

いずれにしても、高い確率で大規模な地震等も予想される中でございます。迅速かつ確実に、そしてなるべく経済的に庁舎の建設が実施される必要があるということを述べさせていただきまして、私からは以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の質疑を終わります。

続いて、有田恵子議員。

○４番（有田恵子） 旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定、今、先に話をされた議員とほぼ重なることですが、再度確認をとりたいということで質問させていただきます。

新庁舎を文化の杜公園に持っていった場合、せっかく国からまちづくり交付金のためにいただいた１億１,８００万円、これは返さなくてはならないという話が今も出ましたけれども、今の執行部の回答をお聞きしていると、県と国との協議は調ったということで、これは進めることができるんだというような解釈で今説明をされたわけでございます。

調っているという意味、調っているというのは決定なんでしょうか、これが質問です。いろいろ質問は用意してございますが、先ほどの議員との重なりを省くために、まずこれが１点でございます。調ったというのはオーケーということでしょうか。

さらにつけ加えますと、県と国との協議という、これは難しいことなのですが、国からのお金だったような気がしますけれども、千葉県との協議で調った。県にはそういう権威ですか、お金を与えているわけで、財源は国からのものですから、県にそういう調ったからいいという権限はあるのでしょうかということも教えていただきたいということです。

質問の二つ目、交付金を返還しないために帳尻合わせで代替公園を整備することについて伺います。

そもそも税金を投入して、わざわざ防災公園を造ったのであれば、はなからその土地は庁舎の候補地に挙げてはいけないのではなかったのでしょうか、これも小さな質問の一つとして受け取っていただきたいと思います。

公園は４年前に完成しました。庁舎建築の計画は、構築は、合併時、平成１７年からあったはずであります。庁舎の候補地に挙げるのであれば、公園の造成中であっても、この公園の工事はストップするべきではなかったのでしょうか、これが小さな二つ目の質問でございます。

三つ目、なぜ完成させてしまったのかというようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

まず、補助金の返還の話でございます。これは当時、まちづくり交付金という補助金を国の補助事業ということで受けております。ただ、この補助事業等に係る財産処分の承認基準

というのがあります。これは平成20年に国のほうから通達が来ていまして、その中でも実は、ちょっとご紹介申し上げますと、補助事業等の完了後、10年を経過していない補助対象財産を処分する場合であっても、市町村の合併の特例に関する法律に基づく市町村建設計画、または市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併市町村基本計画に基づいて行うものは、報告することで承認されるということがあります。

その概要なんですけども、具体的には、これは包括承認というんですけども、その中で新たに補助金の交付を受けずに代替施設の整備をする場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては、国庫納付を要しないということであるので、こういう記述がありますのでということで、これで協議をしたということでもあります。

県には、正直、国庫補助金ですので、権限はありません。窓口となって、調整していただいて、国と協議を進めていくに当たって、一緒に話をさせていただいているという状況であります。

見通しでございますけども、今の状況では、こういう状況の中から認められるのではないかという見通しであるということでもあります。ただ、額を確定したり、返還を確定するには、当然場所が決まって、そのところが確実にこれだけの金額ですよというのを出さない限りは、決定には至らないということでもあります。

それと、平成17年から庁舎の計画があっただろう、それは建設計画にありました。たしか全員協議会の中でもご説明申し上げたとおり、一旦これはストップになったものでありました。その中で少なくとも市のまちづくりにとって有利な事業ということで、まちづくり交付金事業を進めたところでありました。これは文化の杜公園が基幹事業として、さらにそれに付随する防災無線であるとか、パークゴルフ場であるとか、そういったものを提案事業としながら、事業を進めていったということであって、それは当時の計画であった。ただ、震災後、どうしても必要になったということがありますということでもあります。

都市公園法に基づいて、このところが候補になった段階で協議を進めるというのが今の状況であるということです。平成24年から本格的に進めてきたという状況であることはご理解いただきたいなと思っています。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 今のご回答に対して質問いたします。

県は仲介役で相談を受けた機関であるだけにすぎないと今受けました。それで、財源は国からですから、国との協議もされたと思うんですけども、今のお話の中では、結果報告する

だけで、これはいけるんだということで、事後承諾ですか、これだけでいいんでしょうか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 補助事業者等のうち、地方公共団体が財産処分を行う場合という規定になります。その中で財産処分報告書というのをやはり作らなければいけません。これはどういう形でこういうふうになって、こういうふうに使ってということがあります。それを出すと、その提出をもって承認があったものとみなすという記述になっています。ですから、その書類については、どこまでの記述でどういうものを添付して、どういう形で持っていったらいいのかということをご協議させていただいているところであります。

そのところの前段として、本当にこれが対象になるのかどうかも含めまして、協議を進めてきた。それは県はもちろん間に立っているところでありますけれども、ただ仲介役ではありません。補助事業を実施する場合には、当然国の役人が来て、いちいち全ての成功認定とかするわけではありませんので、そのところの事業の補助を決定するに当たっても、県は優先順位をつけて、国に上げたりするわけですから、そういったところの責任というのは当然あると思いますけれども、今回のものについては、県を通じて国と協議を進めているという言い方が正しいのかなと思っています。少なくとも県にはいろんな形で助成をいただいているということでありがたく思っているところであります。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 県は仲介役だけではなくて、責任をやはり今おっしゃった中では大きなウエートを占めているということをお聞きしましたけれども、それではお聞きしますが、県が承認しましたか。代替公園二つ、矢指と現庁舎の跡を公園にするというようなことで1億1,800万円はチャラにしてくれると、いいよということを県は言っていますか。今おっしゃったように、私は国だと思い込んでいましたから、今言ったように県が仲介だけではないという、大きなウエートを占めるわけですから、県は言っていないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 補助金の返還に関しては、当然先ほど申し上げたとおり、県が最終決定する権限はないのではないかということでお話ししたところであります。ただ、それともう一つ、都市計画公園の変更というのがあります。これは県の中でも補助金と部署が違い

ます。ですから、そのところについては、都市計画公園をこのように変更したいという市の協議、これを調える必要があります。

そのところが今回都市計画公園の面積を減らさないために違うところを加えて進めましょうということであったもの、特に津波避難公園、これについては復興計画に平成24年度からのせてあったもの、いずれにしても造らなければいけない。防災機能を持った公園のかわりになるものということで進めたところでありますから、そのところは加えられることになったという、そういった協議を別の部署としていて、そこについては県は大きな権限を持っているところでもありますということです。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○1番（林 晴道） 移設予定地である文化の杜公園の建設に当たりましては、当時、39人の地権者から約10億4,000万円で土地を取得し、その地権者には都市公園用地として提供いただいたはずです。また、公園の環境を喜んでいる周辺住民も多くいらっしゃると思いますが、その方々に対しどのような情報提供や説明を行ってきたのかお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 具体的には、あくまでも新庁舎建設の予定地、候補地ということで、文化の杜公園が挙がっていたところであります。最終的に決定はしない。その前段として、都市計画公園の変更があったというところがあります。そのところの協議をまず進めなければ、その先には進めないということがあって、周辺住民にいらぬ心配をいただくことになるかもしれないという現状もあって、用地提供者をはじめ、それから周辺住民の皆様への説明については、新庁舎の建設場所がまだ候補地であるということから、選定しているという市の状況、その場所が今回仮に決定したということであれば、きちんと説明してまいりたい、そのように思っています。ただ、それまでも新庁舎の情報については、地区懇であったりとか、ホームページ等では公表してきたところでございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 地区懇談会において質問やご意見があったようですが、まずそれらの住民の声を反映されているのか伺います。今回の庁舎移設予定地ですが、当時、都市公園として土地を取得する時も大変苦慮したと聞きました。先祖代々の土地を手放すわけですから、所有者にとっては大変つらい判断で提供していただいたものと思います。そのようなところ

で、整備後、間もない公園を庁舎用地とすることに対し、僕は土地の提供者に対して大変申し訳ないと思うのですが、見解を求めます。

また、近隣に及ぼす影響はどのようなことがあるのか調査して、周辺住民に説明していただきたいと以前の一般質問でも申し上げましたが、その後も候補地で決定したわけではないとの理由から、何の対応もしていただいていないようです。これでは全く説明不足で、周辺住民の配慮に欠けます。僕はこの議案に賛成し、仮に通ってから反対運動などが起こることに懸念を抱き、発言しましたが、本市の見解をお示しいただきます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、地区懇のお話ありがとうございました。新庁舎につきましては、地区懇でも随時お話をさせていただいたところであります。主な質問の内容につきましては、例えば支所に分散している機能を統合するのか、新庁舎建設後の支所機能はどうなるのか、建設場所選定に係る経緯であったりとか、あとは進捗の状況はどうなのか、行革の面からも一つにしたほうがいいのか、そういう意見はございました。

確かに建設後、間もない都市公園を庁舎建設用地とすることについては、さまざまな地理的な条件であったり、周辺環境、近隣施設との利便性などを十分に踏まえて、総合的に判断した結果、さらに防災面での相乗効果が最も期待できるということで、ここを候補地にしたものであります。この辺についてはご理解をいただきたいところでございます。

ただ、地権者に対しては、確かに当初の用途と違うということがありますので、ここが仮に決定されたとなれば、当然速やかにお話を一度してまいりたい、そのように思っています。

あと、近隣に及ぼす影響調査等でございますけども、これらについて新庁舎の場所が仮に今回決定されるということであれば、新庁舎に向けての基本計画を策定していかなければなりません。その後の設計業務の中でも、周辺に及ぼす影響、これはまず電波障害があるのかどうか、それから多分日影はほぼないのではないかという想定もされるんですけども、そういったものの調査等をしながら、丁寧に周辺住民に説明してまいりたいと、そのように考えています。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 土地提供者や周辺住民は、現庁舎の老朽化ですとか、各課が1か所に集まる利便性、また公園と庁舎を一体にすることによる相乗効果、ほかにも防災面以外にもイベント等の幅広い有効利用が可能なことなど、これらをしっかり説明したら、僕は必ず理解

いただけるものと思いますが、市長、いかがでしょうか。

しっかり取り組んでいただけるものと思っておりますが、最後に新庁舎に関する僕の以前の一般質問において検討しますとのご答弁をいただいても、その後、何の返答や対応もありませんでしたので、確認したいのですが、文化の杜の500メートルあるメインロード、その両サイドには、まだ小さくて、皆さん印象が薄いと思いますけども、ギンナンの木が植えてあります。あれは数十年後には、神宮外苑に負けずとも劣らない、国会議事堂前をほうふつするようなすばらしい景観になるものです。それはそのまま維持されるのか、再度確認させていただきます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 周辺住民、地権者の説明ということで、これまでも林議員からお話がありました。ただ、決定しないところで、先ほど課長が言いましたように、周辺住民、地権者のいろんな考えが混乱させるというような部分がありますし、そういった面では今まで説明会やら、そういったものはやらなかったわけでありまして、ホームページやら地区懇、そういったものの意見の集積はしてきたわけでありまして、決定していった暁には、そういった地権者に本当に懇切丁寧に今後の旭市の将来、そういったものも含めながら説明会をしたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 先ほど両サイドのイチョウ並木の話がございました。当然既存の公共文化施設と、それから雄大なスポーツも楽しめる空間、それがあって、市役所の目の前に大きく広がって集約されている、それとメインプロムナード、これは絶対に残したい、そのように考えている施設であると思います。何十年後かのイチョウ並木がちょっと思い浮かぶような感じがいたしますので、その辺はしっかりと維持して、シンボリックなものになれるようにしていければと思っております。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時15分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 4号議案、旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質問をします。これは今の場所から文化の杜に庁舎を移転するための議案であります。そこで、何点かに分けて質問します。

まず、1点目は、住民の利害に大きな影響のある議決については、法律によって3分の2の特別議決ということで、議決要件を厳格にしています。その幾つもない特別議決の一つがこの事務所の位置を定める条例です。当然のこととして、国・県から転用許可が出たから、この議案を出されたと思いますが、そこでいつどのような条件で許可が出たのか伺います。

2点目は、都市公園法では、廃止した時には、かわりの公園、つまり代替公園の設置が義務づけられています。そして、代替公園については、無計画に公園を造り、それを壊して造るのだから、国は公園に一度補助金を出してあるのだから、同じ公園に2回は補助金を出しませんよと、あとは自分の金で造りなさいということになっています。

いずれにしても、文化の杜に庁舎を建てるということは、分かりやすくいえば、貴重な税金を使い、莫大な予算をかけて、同じ公園を二つ造って、でき上がったら、一つは必要がなかったからと一つを取り壊すようなものです。税金の全くの無駄遣い、これでは幾ら金があっても足りません。まして金がないからと各種団体のわずかばかりの補助金のカット、また住民の要望を先送りしている中で、どのように説明するのか。

3点目は、必要としたから、広い文化の杜公園の用地を取得したのに、庁舎用地とはいいいながら縮小するのは、当初から必要としなかったのではないか、どのように計画していたのか。

4点目は、都市公園法では、廃止した時には、かわりの公園の設置が義務づけられています。そのために庁舎の跡地と避難築山の2か所を代替公園として、現在よりも面積が増えますが、利用については疑念を抱かざるを得ません。この庁舎のすぐ近くの観音様の所に西宮公園がありますが、ほとんど利用者がいない。また、築山型の避難施設を兼ねた公園は、下から頂上までの高低差は六、七メートル、そして頂上部の利用面積は約500平米、公園の利用価値と同時に高齢者の方々に敬遠されないのか。そこで、利用者数の計画と、さらなる機能の強化を図る代替施設はどのようなものを造る計画なのかお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、1点目でございます。転用の許可というご質問でございましたけれども、都市計画法の変更、これについてはほぼ協議が調って、案までできているという状況であります。まだ全て終了したわけではありません。ただ、これについては、県のほうもこれで意見をつけないという状況でお話をいただいたところであって、あとは事務の手続きを残す。そのために進めるということであれば、当然議会の皆様の特別議決が必要なものですから、そのところでご判断いただかなければ、これから先、逆に進めないということでもあります。ですので、今回議案としてお出しした。逆に議決がない中で進んでしまうと、またその部分では問題が生じるということもあろうかと思います。

それから、都市公園であるので、代替、これは16条に基づいて、減らす面積に応じたものを再度ということでありました。特に庁舎の跡地については、全協でもお話ししたとおり、一部まだ新しい施設もありますので、その所を防災の備蓄倉庫に転用できるだろうと。今ある外構等については、できるだけそのまま残したい。庁舎等は、いずれにしても取り壊さなければいけないということであって、その所は最低限の整備をすることで、向こうの芝生広場がなくなった時に、人が少し集う、もしくは駐車場の代替ができるということで、この所を考えているところでありました。

その後で、先ほどもお答えしましたけれども、復興計画において、津波避難公園として整備計画をしていた築山、これについては防災面の機能を損なわなく、それが拡充できる、安全・安心な暮らしの提供の代替になるということで、それを代替公園にできないかという協議を進めた結果、あそこもそれでは認めましょうということになったわけであります。ですので、それを含めて案を作って、協議をしてきたという状況であります。

当初の公園の利用、必要性があったから造った、ここについては現実に文化の杜公園については、都市整備課のほうで整備を進めたところでありましたので、当初の部分については、そちらのほうでお答えさせていただきたいと思います。

庁舎の跡地と2か所の利用の状況でありますけれども、これも今後どのような形にしていくかというのはあります。ただ、築山については、少なくとも500の方が避難して、仮に津波が発生した時には、その上で一時滞在できるというような形になるものと考えているということでもあります。あと、ふだんの時には、当然学校、それから保育園が近くにありますが、そういった子どもたちの利用を中心に考えていけるもの、そのように思っております。

(発言する人あり)

○総務課長（加瀬正彦） 人数については、正式には、まだ数字を出しておりません。ただ、あくまでも築山について申し上げれば、500人が上で利用できる、さらに隣接の保育所はほぼ全員利用できる、それから小学校の子どもたちも利用できるということで、数を特定しませんけども、そういった利用を考えているということでお話しさせていただきました。

○議長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、公園の計画という部分ですけども、文化の杜公園につきましては、平成13年に都市計画決定したということで、これは合併前に計画決定しておりました。都市公園事業でもって整備を進めておりましたけども、袋公園と文化の杜、二つを進めている中で、袋公園を先に優先して進めてきたという中で、文化の杜を進める上で、まちづくり交付金事業というものがあるという中で、整備を進める上でまちづくり交付金事業に移行して整備、その中で計画の内容、その辺を当初の文化拠点という部分が、合併したことによりまして、各市町のほうにもいろいろその中で計画していたような施設がありましたので、当時のニーズの中で、社会資本整備のニーズの高くなっている防災機能、そういったことも目的の中に加えて、現在の文化の杜を整備したということです。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今の総務課長の答弁を聞いて、私もびっくりしました。この議決を全く国・県とただ話し合いのみ、何の正式の許可もないのに、議会に承認しろということ。あす一般質問でやりますから、いいですけど、こういう議決の方法があるのかということで、驚愕したという一言のみです。

それから、代替公園を造るということでございますが、本当に何の計画もない。これでは宝の持ち腐れ、またこれだけの金をかけて、何のためになるのか。びっくりします。

いずれにしても、一番の問題は、なぜ県許可がおりない中で、この議案を出すのか、その辺もう一度お尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、都市公園として造ったもの、その面積を減らす。都市公園法の16条の中で面積を確保する必要がある。そのために、どのような形で面積を確保していくのかというのは、これまでもるお話しさせていただいたところでありました。その中でかわりの公園を造るということで、これについては県の意見をいただかなければなりませ

るので、県の意見をいただくに当たって、県が意見をつけませんよというところまで協議を進めてきたということでもあります。最終的な都市計画公園の変更の手続きについては、市の都市計画審議会の中で決定していくことになります。ですから、事務手続きが残るということでお話しさせていただいたところでもあります。

ですので、ここで正式に場所を決めていかなければ、縦覧等も必要になる。そういった手続きを進めてしまった中で、改めてこの場所を出すのかということになった時には、場所が決まってから議会の議決を経るのかという議論もまた出てきてしまいますので、それでは申し訳ないということがあって、逆に今の段階で皆様にご判断をいただく必要があるということで、今回お出ししたものでありますということで、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 極端に言えば、まだ海のものとも山のものともつかない、その議案を何で出すのか、議会というのは追認機関なのか、それだけで、私はあと答弁は求めません。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） るる皆さんの質疑を聞いておりましたので、だいたい状況が分かってきました。ただ、庁舎が耐震がないということがまず1点挙げられると思うんです。そういう中で耐震診断の震度6弱、それから地震波の方向によっては、震度5強でも崩壊すると、このように言われているわけですので、第一に来庁してくる市民、それからここで働いている職員の生命と安全・安心を考えなくてはならない、このように思います。

そして、次に利便性です。利便性でお伺いしたいのは、近い将来、飯岡から飯岡バイパスの延伸、それができるということを伺っております。また、干潟地域からは、市道遊正線で旧国道126号線、今の八銚線、それが延伸されるというお話も伺っております。銚子連絡道の延伸もあるという話もあります。また、新聞に載っていたように、今、分散している支所機能をワンストップで行政サービスもできるという話でございます。

今回質疑に出ている築山ですけども、これは平成24年の災害復興計画の中で市長が築山も必要ではないかということで、これは平成24年に計画されたものでございます。ただ、たまたま都市計画地域の中にあったものですから、これが都市計画に採用されると、入れられるというお話だと今までの質疑では理解しました。

私が質問したいのは、代替公園と言われている建物の壊した後ですけども、これについて

ですが、活用、また周辺はどのようになっていくのか、これを伺いたいと思います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 現本庁舎の所、この部分につきましては、芝生の広場程度の公園を予定しているところであります。ただ、その中で当然今、二中の生徒が自転車通っていて、危ないという所があれば、ここの敷地の部分は当然セットバックして、少し平らにして、自転車が通れるようにする、そういったことも考えていかなければならないのだろう、そういったところの協議はしているところであります。できれば、そのようにしたい。

それと、築山の話がちょっと出ましたので、一言お話ししておきたいんですけども、築山につきましては、事業費の関係、先ほどもありましたけども、できれば防災基盤整備事業債というのがありまして、これを活用したいと考えています。これで活用できるということになった時には、事業費の100%充当で、70%が交付税算入があるということであれば、ほぼ実際には単費でやっていますけども、補助金を受けたような形と同じような事業の成果が出るということですので、そういったところも踏まえて、あそこを加えたことは非常に有効であったなというのがあるということでご理解いただければと思います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 以前、一般質問で聞いたことがありますけども、共和地区から旭二中に自転車などで通う生徒、この交通安全のために拡幅してくれという一般質問がありました。それが10年近くたっていると思いますが、それがそのままになってしまっているというものあるわけでございます。市民の安心・安全を考えると、早く庁舎を移転して、建って、安心・安全なまちづくりのためにお願いしたいと、このように思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今回、仮に位置の決定がいただけたということであれば、将来的にはここの所は取り壊すということですので、先ほど申し上げたとおり、うまく自転車が通れるような部分というのは残していく必要があるだろうと思いますので、その辺は計画していく中で検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の質疑を終わります。

続いて、滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 私も第4号議案について質問したいと思います。

2014年中に決定したいという答弁をしながら、なぜ2年間も遅れて、こういうような議案を提出したのが1個。

二つ目に、市民会議の資料を見ますと、文化の杜の記述がほかの1、3、4、その候補地から比べて倍ほどあるんです。それと、もう一つは、皆さんご存じのように、ここと同じくらい、これ以上に耐震がない駅前の市民会館のことも、委員会の中では委員の方が述べていますけど、事務局は無視、何もなし。これから当然やらなくてはしょうがない例えば市民会館とか、青年の家の対処の仕方についても、新庁舎の中に組み込むという方針が全然見えていない。

3番目に、今、総務課長が大変うまくお答えしておりますが、なぜ平成27年度から29年度にかけてやるといった命山、旭市では築山と言っていますが、それを最初から都市公園として代替にしますからとなぜうたわなかったのか。これは震災交付金でできるからと思ったからやらなかった。将来を見据えていないじゃないですか。その場限りで、公園が足らなくなったから、返還金を返したくないから、流用、編入するということでしょう。この三つについてお願いします。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、2年も遅れたということでありまして、これについてはさまざまな協議を進めてきた。これはこれまでもご説明申し上げてきたところであって、その部分が大きかったのかな。特に候補地となってから、実際には平成27年3月に初めて施政方針の中で市長がここを候補地として進めていきたい、必要な手続きを進めるということでございました。それがうまくクリアできれば、ここでいきたいという、そういう流れの中でのお話だったと思います。

ですので、それ以降、県との協議、やはり県も都市公園を減らすことについては議論があった。その部分で何が難しかったのかといいますと、県は隣接する所に、減らした面積を確保するというのが一つありました。ただ、それはこれまでのあの周辺の状況から見て難しいのであれば、仮に移転した時には、ここがあきますので、ここでどうでしょうか、ここは400メートル離れているけども、それほど遠くない、うまく活用できるのであれば、そこを補完する形でいいですよという、そういった議論をしてきた。

今、話の中に命山、築山の話もありましたが、これについては、もともと先ほども申

し上げたとおり、平成24年の復興計画の中に入ってきたもの、それを都市公園に最初からしなかったという、そこについては、まずかわりの公園にするには、距離が離れ過ぎているという、そういった見解がありました。ただ、まちづくり交付金のエリアを示した時に、実はそのエリアが防災無線の建っているところを結構カバーしておりましたので、矢指小学校の近くまで当然行っています。そうすると、ここもそのエリアのすぐ隣なんだということで、ご理解いただいたというのが実は最近、今年度になってからの話でした。

そういった議論を踏まえて、それであれば都市計画の施設として、築山は決定しなくても、公園としてはできるんですけども、都市計画決定したほうが有利になるということであれば、そうしましょうという形で議論が整ってきたということでもあります。

それから、市民会館、青年の家、そういったものの組み込みの話ですけども、実は都市公園の中には図書館であったりとか、社会教育の施設というのは、変更しなくても建てるのが現実にはできます。ですから、そういったものは、また別の議論で進めることが必要なのかなと、そのように思っているところでありますので、ご理解いただければと思います。

それと、市民会議の資料の中で文化の杜公園の記述が異様に多いということでありましたが、これについては、なかなか旧3町の委員もおられましたので、こういった形のものが成り立ってきたのかというのが分からないということもあって、多分記述してきたところであったのではないかと。これはあくまでもその時におりませんでしたので、推測になりますけども、そういったことが考えられるということでもあります。なかなか難しい質問なんですけども、私としては以上のように考えております。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 丁寧にもうありがとうございました。

1番目の遅れたというのは、これは新市建設計画の中で、合併の時から分かっている話でしょう。そのほかに、災害対策でやったほかにも、違うところもちゃんとやっている事業があるんじゃないですか。なぜ防災センターになり得ない市役所、先ほど伊藤議員が言ったように、議員から市民の皆様、職員の皆様に命にかかわることを何で放っておくんですか。400人も500人もいるところを何で放っておくんですか、おかしいじゃないですか。それは課長の都合じゃないですか。

2番目の文化の杜の記述が多いというのは、なぜかという、それを正当化するために、最初からああやる、こういうようにやるということ、いっぱい書いてあるじゃないですか。倍も書いてありますよ。だったら、ほかのところもちゃんと同じような正確な内容を伝えれ

ばいいじゃないですか。なってないでしょう。そうすると、当然第4番目の候補地の消防署の北側というのは、普通の人が見たら、最初から私有地を買うから、完全にアウトに決まっているじゃないですか。その候補に挙げた4候補地が不公平でしょう。それについてはどうお考えですか。

それと、公園についてもいろいろありますけど、そういうことを分かっているのであれば、予算の時にそういう説明もすべきではないですか。事によったら、文化の柱に行った場合には、都市公園が足らなくなるから、それを流用しよう、編入しようというアイデアがなかったのか。足らないからやる。簡単にいえば、補助金を返したくないからじゃないですか、そうは思いませんか。課長はそうは思わないようにちゃんと言ってくれると思いますけど。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、3点ほどご質問いただきました。

災害の対策で早期に、これは当然新市建設計画の中でも早期に進めるような記述があって、ただ議会の全員協議会でもご説明申し上げたとおり、平成19年度に一度庁内の組織を立ち上げています。ただ、その時の政策判断として、まず職員よりも、小・中学校の生徒が先だという判断があったということをご説明したとおりであります。その流れでしばらく建設計画については休止していたという状況であります。そこの契機になったのは、平成23年の東日本大震災であった。そこまでもお話ししてございます。

あと、記述の関係なんですけども、これについてはそれぞれその場で一気に決めたというものではありません。まず、庁内組織が立ち上がった時に、当然ワーキングができます。ワーキングで7か所とか、8か所とか、候補地をみんな挙げて、それぞれ今の状況、現況、そういったものを書き上げていって、案をつくってきたという経緯があったと思います。そういった中でこの議論にいつているということだけのご理解いただきたいと思います。

それと、築山の関係の予算ですけども、一番最初の段階で2キロも離れている所は代替にはなり得ないみたいな、そういう議論が県との協議の中でありました。ですから、そのところは都市計画決定してもしなくても、公園としては造れるという大前提があって進んできたところでありました。

ただ、まちづくり交付金というエリアを見た時に、そこなり得るという議論になって、初めて今回そのところを加えていこうという調整をさせていただいて、協議がうまく調いつつあるという状況であることなので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、なぜ遅れたかについては、ある程度分かります。

2番目の旭の市民会館ですか、それから青年の家とか、完全に例えば市民会館、昭和41年になっているから、ここと同じでしょう、50年ですよ。あれから50年、もうだめでしょう。比較の中でもそれをどうしようかと前から言っている。例えばそれを今度の新庁舎に入れて、図書館と言いましたよね。図書館は何もそこでなかったらしょうがないということはないでしょう。例えば今、分庁になっているどこか1か所に持って行って、中央地区については、県立図書館を利用してもらおうとか、そういうアイデアがあって当たり前の話でしょう。お金をかけるだけが能力じゃないでしょう、違いますか。

それで、今までは市民会館とか、青年の家にほとんどお金をかけていませんよ。でも、先ほどの予算案を見ると、海上のそういう施設については3,000何万円、改修費が出ますよね。やってないということは、将来的には取り壊すのであれば、そういうことをちゃんと新庁舎の中に取り込むのだって、当たり前の話が出てないんだよ。皆さん、資料を見えていますか、5回も、6回も出していますけど。なぜそういうことをやらないのか、無駄なことを平気でやるのか、お願いします。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 市民会館に併設されている図書館、そしてまた青年の家、これについては庁内では十分議論しているところでありまして、できれば庁舎と一緒にやりたいと、そんなような思いはありますけれども、今、庁舎が最優先、先ほど来お話がありましたように、市民の安全・安心を守ることの中での市役所の庁舎を最優先にしていかなければと、そんなような思いの中で、図書館と青年の家は耐用年数が来ておりますので、図書館もすぐ更新したいという思いでいますけれども、まず庁舎をやってから、そういった部分で財政的な面も考えながら、図書館と青年の家を考えていきたいと、そのように今、庁内の中では議論しているところでありまして、図書館については、生涯活躍のまち、市民会館も併せまして、図書館、そういった部分でも考えているところでありますので、計画が実施できるか、実行できるかという議論がいろいろありますので、市民会館、図書館についてはもう少しばらく待っていただきたい、そんなような今状況であるところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番(林 晴道) それでは、第10号であります。今回の改正は、所得税法等の改正に伴い、個人住民税に関する内容を整備するものとの補足説明を受けましたが、僕自身、10月半ばごろ、台湾のほうに視察に行っていました。特段関係ないんですけども、質問いたします。

具体的には、日本と台湾との間で租税条約に相当する取り決めが締結されたことに伴い、

所得税法が地方税等の国内法を整備する必要が生じたためのものとお見受けいたします。そこで、今回の改正の対象となる住民税の所得税の種類はどのようなものになるのかお伺いいたします。

また、今後、本市における住民税の課税額への影響はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、回答させていただきます。

今回の改正につきましては、日本と台湾との健全な投資、経済交流を促進するための日台民間租税取決めの締結に基づき、改正を行うものでございます。

今回対象の所得の種類とのご質問でございますが、具体的には日本と台湾との間で支払われる配当、利子、使用料などの投資所得が対象となります。

また、今後の住民税課税額への影響はどのようになるかとのご質問ですが、補足説明でも申し上げましたとおり、本改正は平成29年1月1日からの施行を予定しており、実際の住民税の課税年度の適用は平成30年度からとなります。

なお、影響額については、現時点で申し上げるのは困難ですが、本市の住民税の課税額については、台湾との間に限定される投資所得が対象となることから、極めて少ないことが予想されます。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） よく分かりました。そうしますと、再度確認させていただきますが、今回の改正は、日本・台湾間の投資所得に限定されたものであり、本市の税収への影響はほぼないと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 今、議員からお話がありましたように、影響はないものと見込んでおります。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） ただいま議案第10号で個人住民税に関するご回答をいただきましたが、国民健康保険税についても所得割の算定額に今回の改正が影響を及ぼすものと思われませんが、やはり国民健康保険税も個人住民税と同様に本市の税収への影響はほぼないと、そのようなところを確認したいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議員のおっしゃるとおり、個人住民税と同様、国民健康保険税の所得割額の算定と軽減判定の基礎となる所得の状況についても、今回の改正の対象となります。これにつきましては、先ほどと同様に本市の国民健康保険税の課税額への影響は極めて少ないことが予想されます。個人市民税と同様、国民健康保険税条例の改正につきましても、日台民間租税取決めの締結に基づいて必要となる市条例の規定を整備するものであります。以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第12号直接審議（先議）

○議長（平野忠作） おはかりいたします。議案第12号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに

決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平野忠作) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第12号は、人事案件でありますので、討論を省略して、採決いたします。

議案第12号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第12号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(平野忠作) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第11号までの11議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたしました。

付託いたしました議案は、15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会陳情付託

○議長(平野忠作) 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第6号の1件であります。

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第6号について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（平野忠作） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は8日定刻より開会いたします。

散会 午前11時57分